

## 富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に設置されている住宅用太陽光発電システムにより発電した電力量がわずかであるため、当該電力量に相当する環境価値が売買対象の単位量に満たないことにかんがみ、市が複数の住宅用太陽光発電システムの発電量を集計して売買対象となる環境価値の単位量としてグリーン電力証書にまとめ、その購入を希望する者に販売する事業（以下「モデル事業」という。）を実施し、市内の住宅用太陽光発電システムの更なる普及、地球温暖化防止、地球環境の維持・改善等に役立てることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「環境価値」とは、温室効果ガスを排出しない住宅用太陽光発電システムによる発電の環境負荷の低減効果をいう。

2 この要綱において「グリーン電力」とは、市内に設置されている住宅用太陽光発電システムによって発電された電力をいう。

3 この要綱において「グリーン電力証書」とは、財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター（以下「認証センター」という。）によって認証されたグリーン電力量を証明する書面をいう。

4 この要綱において「自家消費電力量」とは、住宅用太陽光発電システムによる総発電電力量のうち、電気事業者等に販売した電力量を除く電力量をいう。

### (申込み)

第3条 自己の住宅用太陽光発電システムにより発電した電力量のうち、自家消費電力量に相当する電力量に対応する環境価値を市に譲渡しようとする者（以下「申込者」という。）は、富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業参加申込書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申し込みがあったときは、市長は、認証センターに対し当該申込みに係る発電設備の認定申請を行い、認定を受けた場合は、モデル事業への参加を認め、富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業参加決定通知書（様式第2号）により申込者にその旨を通知するものとする。

### (環境価値の譲渡期間)

第4条 申込者が譲渡する環境価値の計測期間は、市長が別に定める。

### (発電量の報告)

第5条 申込者は、前条に規定する計測期間終了後、速やかにグリーン電力発電報告書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

### (グリーン電力証書の発行)

第6条 市に譲渡される環境価値のグリーン電力証書は、認証センターによる発電電力量認証に基づき、市長が発行する。

2 申込者は、市長から要求があったときは、前項の認証のために必要な申込者の発電に関する資料・情報等を、市長が指定する期日までに市長に提供しなければならない。

### (環境価値の対価の額)

第7条 環境価値の対価は、市に譲渡される環境価値相当の電力量に1キロワット時当たり7円（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額とする。

（支払の通知）

第8条 第5条の規定による報告があったときは、市長は、認証センターに対し当該報告に係る発電電力量の認証申請を行い、認証を受けた場合は、申込者に対して環境価値対価支払通知書（様式第4号）により、支払の通知を行う。

（請求及び支払）

第9条 申込者は、前条の規定により支払を受けようとするときは、市長に対し請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に環境価値の対価を支払うものとする。

（環境価値の不返還）

第10条 市が譲渡を受けた環境価値は、返還しない。

（住宅用太陽光発電システムの変更）

第11条 申込者は、第3条第2項の規定による発電設備認定を受けた住宅用太陽光発電システムの変更を行うときは、あらかじめ設備変更届出書（様式第5号）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

（グリーン電力証書の購入申込み）

第12条 グリーン電力証書の購入を希望する者（以下「購入者」という。）は、グリーン電力証書購入申込書（様式第6号。以下「申込書」という。）により、市長に対し申込みをしなければならない。

（グリーン電力証書の記載事項）

第13条 グリーン電力証書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 証書発行者名
- (2) 証書番号
- (3) 発電方法
- (4) 発電設備名称
- (5) 発電設備認定番号
- (6) 売買対象となる環境価値量
- (7) 当該環境価値量の創出期間
- (8) 電力量認証番号
- (9) その他特記事項

（代金及び支払）

第14条 グリーン電力証書の代金は、前条第6号の環境価値量に、1キロワット時当たり15円（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額とする。

2 購入者は、グリーン電力証書の譲渡契約締結後市長の請求に基づき、請求の日から起算して30日以内にグリーン電力証書の代金を支払わなければならない。

（代金及び支払）

第15条 グリーン電力証書の所有権は、市がグリーン電力証書代金を全額受領し、グリーン電力証書を購入者に引き渡したときに、第13条第6号に掲げる環境価値とともに

移転するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により環境価値の所有権を移転したときは、その内容を公表するものとする。

(グリーン電力証書の代金の使途)

- 第16条 市長は、グリーン電力証書を販売することによって得られる利益を、市内における住宅用太陽光発電システムの普及に充てるものとする。

(グリーン電力証書の譲渡の禁止)

- 第17条 購入者は、申込書に記載したグリーン電力証書の活用方法を厳守し、購入したグリーン電力証書を第三者に譲渡してはならない。

(グリーン電力証書の活用)

- 第18条 購入者は、環境改善への取組を紹介するために、パンフレット、名刺、その他一般的な印刷物、製品等にグリーン電力証書を購入したことを表示することができるものとする。

- 2 前項の規定による表示は、購入者に関する広報・宣伝等に限ることとする。この場合において、購入者は、当該グリーン電力証書の活用方法に関する説明及び購入したグリーン電力証書の環境価値量の明示に努めなければならない。

- 3 購入者は、第1項に規定する表示の期間が終了したときは、グリーン電力証書需要創出報告書(様式第7号)により、市長に対しグリーン電力証書の活用状況を速やかに報告しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業参加申込書

平成 年 月 日

（あて先）富山市長

申 込 者	住 所	〒
	ふりがな	
	氏 名	印
	電話番号	

富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業実施要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添付の上、参加を申し込みます。

1. 住宅用太陽光発電システムの設置場所	〒 富山市
2. 太陽電池の最大出力	キワット（小数点以下第3位を四捨五入）
3. 太陽電池セルの種類	（単結晶・多結晶・アモルファス・ハイブリッド・その他） 該当するものに○で囲んでください。
4. 系統連系・受給開始日	平成 年 月 日
5. 添付書類	電気事業者との電力受給契約書又は覚書の写し（未締結の場合、締結後速やかに提出）
6. 検定付総発電電力量計の設置希望日時及び場所	設置希望日時：平成 年 月 日 午前・午後 時頃 設置希望場所：屋内・屋外（該当するものを○で囲んでください。） 取り付け希望場所を簡単にご記入ください。（写真可） <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>

※検定付総発電電力量計の設置は富山市（委託業者）が行いますが、設置後は申込者が管理してください。

第 号  
年 月 日

富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業参加決定通知書

様

富山市長

印

富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業参加申込みについては、下記のとおり決定しましたので、富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業実施要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

1. 発電設備番号
2. ファーム名称
3. 設備認定番号
4. 電力量計測期間
5. 添付書類
6. 注意事項

電力量計測開始日の発電電力量の値及び終了日の発電電力量計の値を確認するため、検定付総発電電力量計の写真（当初と最終の2枚）及び余剰電力を売電している場合は、売電量を確認するための余剰電力販売用電力量計の写真（当初と最終の2枚）と計測期間中の売電検針票の写し（余剰電力を売電している場合）を報告の際まで大切に保管しておいてください

報告時にこれらの添付書類がない場合、発電量を確認できないため、証書発行の対象とならず、証書対価の支払ができなくなります。

様式第3号（第5条関係）

グリーン電力発電報告書

平成22年 月 日

（あて先）富山市長

報告者	住所	〒
	ふりがな	
	氏名	Ⓜ
	電話番号	

富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添付の上、グリーン電力発電報告を行います。

なお、太陽光発電設備により発電した電力の環境価値については、富山市へ譲渡することに同意します。

住宅用太陽光発電システムによる発電の状況

	開始日 (A)	終了日 (B)	差 (B-A)
①総発電量	キロワット時	キロワット時	キロワット時
②売電量	キロワット時	キロワット時	キロワット時
		自家消費電力量 (①-②)	キロワット時
<b>【添付書類】</b> 太陽光発電による総発電量確認するための検定付総発電電力量計の写真 (メーター数値・文字などが確認できるカラー写真、申請者が撮影したもの) 余剰電力を売電している場合は、売電量を確認するための計測期間中の売電検針票の写し (電気事業者が発行した「購入電力量のお知らせ」余剰電力購入用)			

注意事項

電力量計測開始日の発電電力量の値及び終了日の発電電力量計の値を確認するため、検定付総発電電力量計の写真(当初と最終の2枚)及び、計測期間中の売電検針票の写し(余剰電力を売電している場合)を報告の際まで大切に保管しておいてください。

発電電力量計の写真につきましては、数値・文字などが確実に読み取れるように撮影してください。

報告時にこれらの添付書類がない場合、発電量を確認できないため、証書発行の対象とならず、証書対価の支払ができなくなります。

第 号  
年 月 日

環境価値対価支払通知書

様

富山市長

㊟

環境価値対価の額を下記のとおり決定しましたので、富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業実施要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 環境価値対価の額 \_\_\_\_\_ 円

2. その他 この通知をもって、支払を行うものではありません。  
支払を受けるためには、請求を行う必要があります。

年 月 日

（あて先）富山市長

（申込者）

住所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_

受付番号 \_\_\_\_\_

設備変更届出書

設備認定を受けた住宅用太陽光発電システムについて、以下の変更を行ったので、富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業実施要綱第11条の規定により届け出ます。

1. 設備認定を受けた住宅用太陽光発電システムの内容

住宅用太陽光発電システムの設置場所	〒 富山市
太陽電池の最大出力	キロワット（小数点以下第3位を四捨五入）
太陽電池セルの種類	（単結晶・多結晶・アモルファス・ハイブリッド・その他） 該当するものに○で囲んでください。

2. 変更内容（具体的な内容を記入してください。）

※設備認定を受けた住宅用太陽光発電システムについて、設備に変更がある場合は、速やかに提出してください。この情報を受けて、認証センターに設備認定の変更の申請を行います。

グリーン電力証書購入申込書

（あて先）富山市長

（申込者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名

及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

（電話番号 \_\_\_\_\_）

（ファックス番号 \_\_\_\_\_）

富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業実施要綱第12条の規定により、次のとおりグリーン電力証書の購入を申し込みます。

1. 担当者氏名	
2. メールアドレス	
3. 活用方法 イベント名等を記入	
4. グリーン電力の活用期間	
5. 活用先の推定使用電力量	キロワット時
6. 購入される環境価値量	キロワット時
7. 購入金額	円（購入される環境価値量×15円）
8. 活用先の推定使用電力量に占める購入される環境価値量の割合	%（6.購入される環境価値量÷5.活用先の推定使用電力量×100）
9. 特記事項	
10. 添付書類	①グリーン電力証書活用方法に関する事業内容が分かる企画書等（販売先審査時の判断材料となります。） ②活用先の推定使用電力量の算出根拠を示した書類
11. その他	・富山市税の滞納や指名停止はありません。 ・富山市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

グリーン電力証書活用報告書

（あて先）富山市長

（購入者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名

及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

（電話番号） \_\_\_\_\_

（ファックス番号） \_\_\_\_\_

富山市グリーン電力証書需要創出モデル事業実施要綱第18条の規定により、次のとおりグリーン電力証書の活用報告を行います。

1. 担当者氏名	
2. 活用方法 イベント名等を記入	
3. 購入された環境価値量	キロワット時
4. 2において使用した電力量	キロワット時
5. 添付書類	①グリーン電力証書を購入したことを表示した印刷物のコピー等 ②活用先において使用した電力量の算出根拠を示した書類
6. グリーン電力証書を活用した感想	